

「ながさきめぐりあい事業」実施主体 募 集 要 項

1. 目的

県では、少子化の主な要因とされている晩婚化や未婚率の上昇に歯止めをかけるため、結婚を希望する独身男女に出会いのきっかけづくりとなる場を提供する「ながさきめぐりあい事業」を実施しています。離島を含め、県内各地で事業が展開できるよう、この事業の実施主体となる団体を募集します。

2. 補助事業の内容

別添1「ながさきめぐりあい事業」募集要領のとおりとします。

3. 実施条件等

(1) 期 間 交付決定の日から平成24年3月31日まで

(2) 補助額 3,230千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限

4. 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

(1) 次に掲げるNPO法人等とする。

ボランティア団体、特定非営利活動法人(NPO法人)、社団法人、財団法人、社会福祉法人など、不特定多数の者の利益のために活動する民間非営利団体(法人格の有無は問わない)。

複数のNPO法人等の共同体

企業等営利団体

(2) NPO法人等は、県内に主たる事務所があり、原則として1年以上の活動実績があること。なお、法人格を取得する前に任意団体としてとしての活動期間がある場合は、その期間も通算することができることとする。

(3) 構成員が10人以上であること。

- (4) 定款、規約等で組織の運営について定めていること。
- (5) 専従職員（有給、無給の別は問わない。）の配置等、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (6) 予算、決算、事業報告を的確に行っていること。NPO法人の場合は、事業報告書等を長崎県等に提出していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者等を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (9) 暴力団でないこと、又は暴力団もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (10) 法令等に違反していないこと。

5 . 応募期限及び方法

- (1) 応募期間 平成23年4月5日（火）17：00まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ながさきめぐりあい事業実施応募書（様式1）
 - ながさきめぐりあい事業企画提案書（様式2）
 - ながさきめぐりあい事業経費内訳書（様式3）
 - 団体調書（様式4）民間企業はこれに代わるもので可
 - 定款又はこれに代わるものの写し
 - 直近の事業年度の事業報告書（民間、任意団体は、これに代わるものでも可）
 - 団体の直近の事業年度の収支計算書、及び貸借対照表又は財産目録（民間、任意団体は、これに代わるものでも可）
 - 役員・職員名簿（本事業に関係する者）（様式5）
 - 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面（様式6）（任意団体に限る。）
 - 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式7）

様式で十分な説明ができない場合は、別の資料を提出することもできます。

募集要綱（応募用紙）は、県のホームページ内「こども政策局のページ

<http://www.pref.nagasaki.jp/child/meguriai/boshu/>」から閲覧及びダウンロードができます。

（３）提出部数 正本１部及び副本５部

（４）応募方法 下記応募先に郵送または持参してください。

応募に係る経費はすべて応募者負担となります。

なお、提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

（５）問い合わせ及び応募先

〒８５０－８５７０

長崎県こども政策局こども未来課企画広報班（担当：黒島）

電 話 ０９５－８９５－２６８１（ダイヤルイン）

F A X ０９５－８９５－２５５４ e-mail: s25100@pref.nagasaki.lg.jp

６．選考方法

業務の実施体制や企画・提案内容についてのプレゼンテーションを実施し、審査の上補助先を決定します。なお、応募数が多数の場合は、書面審査により一次選考を実施することがありますので、ご了承ください。

（１）選考会（NPO法人等からのプレゼンテーション、選考委員からのヒアリング及び選考委員協議）を行う。なお、プレゼンテーションにおいて、プロジェクターの使用は認めない。

（２）選考基準

必要書類 ・ 応募手続きに沿っており、仕様の最低基準をクリアしているか

業務体制 ・ 業務遂行に必要な人員を配置することとしているか

・ 効果的な事業実施に資する技術等があるか

・ 安定した経営基盤と十分な管理能力を有しているか

- 提案内容 ・年間スケジュールや事業内容、めぐりあい応援隊の募集・登録方法などは、実現可能なものであるか。
- ・企画、提案は実現性を有するとともに、独創的であるか。
 - ・個人情報の管理方法は適正であるか。
 - ・経費の積算は妥当か。

7. その他

(1) 次に該当する場合は失格とします。

参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
申請書類や企画提案の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 提出された書類は、選定以外に使用しません。

(3) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。

(4) 提出された書類は、長崎県情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

ながさきめぐりあい事業 実施スケジュール

日付	内容
4月5日	募集締切
4月中旬	選考会の開催
5月上旬	交付決定、事業開始
随時	中間報告
平成24年4月	実績報告